

令和5年5月1日

## 太地町地域福祉センター 檜

### 「あかつきの湯」「スタジオ檜」の無料利用再開について

令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」に引き下げられることに伴い、「あかつきの湯」「スタジオ檜」の無料利用を再開いたします。

#### 「あかつきの湯」5月9日（火）より再開

毎週「火曜日・木曜日」 13:00～15:00までの間、無料です。

入浴の際は、1階フロントへお声かけください。受付は14:30で終了となります。また、ご利用は15:00までに入浴を終えていただきますようお願いいたします。

#### 「スタジオ檜」5月10日（水）より再開

毎週「水曜日・金曜日」 11:00～14:00までの間、太地町民の方は無料です。

この時間帯にご利用される方は、太地町役場住民福祉課へ利用予定日の前日までに利用申請書の提出が必要です。（利用申請書は住民福祉課に備えています。）

なお、スタジオは貸し切りでの利用となります。

スタジオ申し込みの問い合わせ

太地町住民福祉課 0735-59-2335